

町長交際費の支出状況を公表します

「安平町長交際費の支出基準に関する要綱」に基づき、令和8年3月31日現在における安平町長交際費の支出状況を下記のとおりお知らせします。

区 分	内 容	令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
祝 儀	式典、祝賀会、各種行事などのお祝い、祝酒などに要する経費	69件	657,119円	77件	772,162円
会 費	各種団体などが主催する総会、新年会、懇親会などの会費または会費相当分に要する経費	41件	327,300円	37件	239,000円
弔 慰	葬儀における香料、供花料などに要する経費	39件	805,862円	34件	398,318円
見 舞	病気、り災および事故などの見舞いに要する経費	1件	50,000円	0件	0円
渉 外	外部の個人または団体などとの渉外、接遇、土産代などに要する経費	26件	441,336円	19件	328,961円
その他	町内で開催されるスポーツ大会への協賛金、全国大会出場者への激励金などに要する経費	7件	134,816円	4件	29,330円
合 計		183件	2,416,433円	171件	1,767,771円

※町長交際費の支出状況は、毎月町ホームページに掲載しています。

問合せ 総務課総務グループ ☎ 2511

安平町医療費助成制度に関するお知らせ 受給者証一斉更新について

(子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度)

現在ご使用の受給者証の有効期限が令和8年7月31日(金)で満了となるため、7月中に新たな受給者証を送付します。

- ・新たな受給者証は令和8年8月1日(土)より使用してください。
- ・有効期限が「令和8年7月31日」と記載されている受給者証は令和8年8月1日(土)以降にハサミなどで裁断し破棄してください。
- ・医療機関の受診時は、マイナ保険証をご使用の場合でも受給者証の提示が必要です。
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度の受給資格のある方で、所得超過により認定却下となる場合は通知します(前年の所得により認定の判定を行います)。

問合せ 健康福祉課国保グループ ☎ 7072

広告欄

あなたの悩みに

面談 電話 完全無料

相談予約 **0144-35-8373**

ダイヤル 平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)
土曜 10:00~13:00

気軽(に) **電話で相談 ☎011-281-8686** 1回15分 相談無料

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 苫小牧法律相談センター

ふるさと納税 (4月実績)

安平町は、たくさんの方に
応援していただいています。

寄付件数 534件

金 額 8,015,000円